

景品表示法への 団体訴訟制度導入の報告書

制度調査部
堀内勇世

独占禁止法関連

【要約】

7月12日、公正取引委員会から「独占禁止法・景品表示法における団体訴訟制度の在り方について」という報告書が公表された。

この報告書の中で、消費者団体に差止請求を認める消費者団体訴訟制度を「景品表示法」に導入すべきと提言がなされている。

現在、この報告書について意見募集が行われている（期限：8月13日）。

1. 公取委の報告書

公正取引委員会は、2007年（平成19年）7月12日、「**独占禁止法・景品表示法における団体訴訟制度の在り方について**」という報告書を公表した（注1）。

この報告書は、公正取引委員会が設置した「団体訴訟制度に関する研究会」（座長：古城誠 上智大学法学部教授）によりまとめられたものである。

この報告書では、独占禁止法及び景品表示法違反行為による同種の多数被害を未然防止・拡大防止するための差止請求権を一定の団体に付与する団体訴訟制度を導入することに関して検討した結果が掲載されている（注2）。

この報告書はパブリックコメントの募集手続きにかけられており、8月13日まで意見の募集が行われている。

（注1）公正取引委員会のホームページ（<http://www.jftc.go.jp/info/p-comment.html>）参照。

（注2）現在、消費者契約法には、「消費者団体訴訟制度」が導入されている。消費者契約法の「消費者団体訴訟制度」とは、消費者全体の利益を擁護するため、内閣総理大臣が認定した消費者団体（適格消費者団体）に、消費者契約法に違反する事業者の不当な行為に対する差止請求権を認めるという制度のことである。

なお、以下のレポート参照。

・「消費者契約法の消費者団体訴訟制度」（堀内勇世、2007.1.19作成）

2 . 独占禁止法、景品表示法

独占禁止法とは、自由な競争を促進するため、私的独占（不当な手段によって市場を独占したりすること等）、不当な取引制限（カルテル・談合等）、不公正な取引方法などを禁止している法律である。正式には、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」という（注3）。

景品表示法は、独占禁止法を補完する法律の1つで、不当な表示の禁止や過大な景品類の提供の禁止を定める法律である。正式には、「不当景品類及び不当表示防止法」という（注4）。

（注3）公正取引委員会のホームページ（<http://www.jftc.go.jp/>）に掲載中の、公正取引委員会のパンフレット「知ってなっとく独占禁止法」参照。

（注4）公正取引委員会のホームページ（<http://www.jftc.go.jp/>）に掲載中の、公正取引委員会のパンフレット「だから安心！景品表示法」参照。

3 . 報告書の概略

報告書では、次の事項が示されている

（1）消費者団体訴訟制度の導入

差し当たっては、消費者団体に差止請求を認める消費者団体訴訟制度を「**景品表示法**」に導入すべきである。その際、**不当な表示の禁止に関して導入**すべきである。一方、「独占禁止法」への導入については次の段階での課題として位置付け、引き続き検討していくべきである。

上記の結論に至った理由は、以下のとおりである。

【景品表示法】

- ・ 不当な表示の禁止（景品表示法4条1項）に関する違反については、多数の消費者に少額の被害を与えることが多い。また、違反行為の存在に気付いている消費者は直接の被害を受けないので、被害を受けた個人等に差止請求を認める方法（例えば、独占禁止法24条の差止請求権）では不十分である。このため、違反行為に気付いていない消費者に被害が及ぶことを防止し、もって被害の拡大を防止するためには、消費者団体による差止請求の対象とする必要性が比較的高いと考えられる。
- ・ これに対して、過大な景品類の提供の禁止（景品表示法3条）に関する違反については、直接の被害は競争事業者に発生することが多いため、消費者団体による差止請求の対象とする必要性は低いと考えられる。

【独占禁止法】

独占禁止法24条により個人に与えられる差止請求権と消費者団体の差止請求権の関係などの問題について慎重に検討を重ねる必要があるが、独占禁止法にどのような形で団体訴訟制度を導入することが適当かについては、十分に時間を尽くして検討できなかったため、現段階で直ちに結論を得ることは困難である。

消費者団体に差止請求を認める消費者団体訴訟制度を「景品表示法」に導入するにあたり、消費者契約法に導入されている消費者団体訴訟制度を踏まえて具体的な制度設計を進めるべきである。その際、公正取引委員会と適格消費者団体（差止請求をなす消費者団体のこと）の関係について整理することが必要である。

(2) 事業者団体訴訟制度の導入

事業者団体訴訟制度は、早急に導入する必要があるとまではいえない。

理由は以下のとおりである。

- ・独占禁止法 24 条や 25 条の差止請求権・損害賠償請求権などの制度が存在する。
- ・消費者被害に比べて個別的・事後的に法的手段に訴えるインセンティブが強い。
- ・現在、アンケート調査の結果によれば、団体訴訟制度の導入を希望する事業者団体はいまだ少ない。
- ・導入希望の団体は、事業者団体訴訟制度導入のメリットとして、団体訴訟の匿名性を挙げている。しかし、そのような形で導入することは現状では困難と考えられる。
- ・事業者団体には団体訴訟制度の担い手として未成熟である部分がある。

(3) 損害賠償請求権について

現段階で直ちに結論を得ることは困難であるが、損害賠償請求の違反行為に対する抑止力にかんがみて、将来的には、損害賠償請求権を一定の団体に付与することについて検討すべきものと考えられる。

なお、消費者契約法における消費者団体訴訟制度で認められているのは差止請求権のみであり、損害賠償請求権は認められていない。